

議 長 日程第5号「議案第1号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第1号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定める。平成28年2月12日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行及び人事院勧告を鑑み、職員の給与等について改定をしたいので提案するものであります。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは御説明を申し上げます。今回の改正は、主に民間給与との賃金格差を是正するための人事院勧告に鑑み行うものでございますが、その内容としましては、月例給において民間との格差を埋めるため、平均0.4%給与表を引き上げるもの。また、期末勤勉手当のうちの勤勉手当、これを0.1月分引き上げるといふものでございます。およその金額にしまして、月例給は平均1,469円程度の増です。若年層の主任主事級以下ですと2,500円、また、それ以上の係長級以上ですと1,100円程度の増になろうかと思ひます。

それでは本文の9ページお開きください。附則の部分でございませうが、施行期日等で、1、この条例の第1条は公布の日から施行し、第1条による改正後の松田町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」といふ。）別表の規定は平成27年4月1日から、改正後の条例第21条第2項の規定は同年12月1日から適用する。2、この条例の第2条は、平成28年4月1日から施行するといふことで、わずか2条だけの条例ではございませうが、昨年の4月1日からさかのぼる分、それと期末勤勉手当については12月1日からの…昨年の12月1日を適用するといふこと、それと第2条については、さらにそれを4月1日から…あ、来る28年の4月1日から施行するといふことでございませう。

1枚おめくりいただきたいと思ひます。新旧対照表により、もう少し詳しく御説明を申し上げます。1ページ目でございませう。第1条でございませうが、勤勉手当については一般職員は0.1月分を増額して支給する。再任用職員は同じく0.05月分を支給するものです。今のところ再任用職員といふのは該当する者

はございません。これは12月分支給分で実施するものでございます。月例給は別表第1並びに別表第2の給料表によって改正するものでございますが、昨年4月1日から、ただいま説明申し上げましたが、さかのぼり実施するものでございます。

参考資料の18ページをお願いいたします。第2条関係でございます。平成28年4月1日以降の勤勉手当から説明申し上げます。中段ですね、よろしく願いいたします。4月1日以降の勤勉手当の支給に際しましては、一般職員は0.1月分を0.05月ずつ、6月と12月に分けて支給するという改正内容でございます。同じく、再任用職員の場合は0.025ずつに分けるものでございます。

上段の第3条のところでございます。給料表及び職務の級というところでございますが、昨年4月10日付、総務省自治行政局公務員部長の通知により、等級別基準職務表の条例化を求めてまいりました。通知文の一部を読ませていただきますと、地方公務員給与における職務級の原則を一層徹底させようとする観点から、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表を給与に関する条例で定めることというふうに通知されました。下段、19ページの下段に、別表のとおり、1級、これは主事補に当たりますが、そこから8級、参事職までの標準的な職務で区分をするよと。給料表の中にこういったものを明確にしないでというところでございますので、この今回の改正に合わせて改正させていただくものでございます。

それではもう一度本文の9ページ、附則のところをお戻りください。附則の3でございます。給与の内払ということで、改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例の第1条による、改正前の松田町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなすということで、差額のほうを支給するというところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。

7 番 利 根 川 この条例が適用された場合、国家公務員に対するラスパイレス指数は限りなく100に近づくんではないでしょうか。それが1点。

それからですね、県下19市12町1村の中で相変わらず下から3番目という給

与体系の位置づけかどうか、その辺を、2点をお伺いします。

参事兼総務課長 ラスパイレス指数につきましては果てしなく100に近づくのであろうという試算になっております。

それと給与水準につきましては、この勧告、各市町同じように実施するわけでございますので、そこは特に上がり下がりには変わらないと思います。

7 番 利 根 川 じゃあ、相変わらず下から3番目ぐらいの位置づけでという理解でよろしいでしょうか。決して高いほうではないということですね。限りなく100に近づくとおっしゃっていますけども、もうその数値は出てますか。98.何%とか出てるとは思いますけども、その辺の数値をちょっと教えてください。

参事兼総務課長 申しわけございません、ただいまちょっと手元にありませんので、後ほど出します。（「結構です」の声あり）

議 長 ほかに質疑ございませんか。

1 2 番 大 館 やっぱり、一般の企業と差をなくすという目的はよくわかりますけどね、この松田町が今、人口減少も続いて、しかも税収も減っているわけですよ。中央ではアベノミクスの恩恵を受けている自治体もかなりあるかと思えますけれども、実際には受けてない。町長は日ごろもそうですけども、賀詞交換会の際にですね、日本一のおもてなしの町にするんだというような宣言をされました。それらについてね、忠実に職員がそれを履行されていれば何の意見も言いませんけれども、町民の皆さんからいろいろ話の中でね、職員は何をやっているんだよという話が多々聞こえるわけですよ。その中で去年の…去年もですね、地域手当を復活され、また、しかもここでまた人事院勧告なるもので給与引き上げということになるとね、本当に町民の皆さんが、いや、世間並みにするのが当たり前だよ、職員一生懸命やっているんだから、それはもっと払ってやんなきゃいけないよという話であれば何の問題もありませんけれども、松田町の今の現況からしたらね、素直に認められるというのは見受けられない。おもてなしもですね、やっぱり職員が町の顔なんですよね、松田町のね。全員、一人ひとりが。ちまたで聞かれるのは、職員がね、町民、ある程度の顔見知りでも挨拶もされない。自分なんかも時々役場へ来させてもらっていますけれども、職員がすりかわっても挨拶されない。ほとんどの職員がね。それで本当のおも

てなしができていのかと思います。考えてるんですけども、その辺はどのように考えていただけるのか、お伺いします。

参事兼総務課長 給与に値するほど働いていないという厳しい御意見かと思いますが、私どもやはりおもてなしということ、それと、夏にそういう宣言したわけですが、それ以前から接遇というか、そういった部分については日々研修等をさせた中でそういったことの、失礼のないというか、適切な対応をとるようにということの指導はしてきたつもりでございます。また、やはり厳しい折ですから、我々の質を高め、いい仕事をしてその結果を出すということしか今答えようがないことでございますが、その辺については日々努力してまいりたいと考えております。

12番 大 館 課長の答弁としてはそうでしょうけども、やっぱり、何ていうんだ、町民がね、見て、感じられるような、おもてなしも含めて、挨拶も含めてですが、おもてなしの基本は挨拶からだと思うんです。ね。今、先ほど町長の行政報告の中でもありました、今、寄でロウバイまつりをやっています。その中で、お客さんからもその出店者の皆さんからも声が出ています。何なんだよ、役場の職員はよって。すりかわったって挨拶もしねえじゃねえかよと。その中でね、それは職員も大事な生活があるんで、当然1円でも給料をね、上げていただくこと、それは望ましいことだと思いますけれども、それに見合う働きぶりというかな、町民の皆さんが感じてもらえるようなこと、これもろ手を挙げて反対…あ、反対じゃない、賛成しますよ。本当に今の町民がね、恐らくこれをストレートに受けとめた町民の方々、また上げるのかよという話だと。残念な話ですけども。そうじゃなくて、いや、そうじゃなくて、町の職員が一生懸命頑張っているんだ、そんな程度では、ね、かわいそうだからもっと上げてやればいいじゃないかよという、言われるような、やっぱり言葉だけじゃなくて態度で示してもらいたい。やっぱり自分は議員という立場で職員を見ているから、そういうふうに感じているのかどうかはわかりませんが、やっぱり一般の町民の方からも絶えずそういうふう言われる。何やってるのよ。それがみんな議員は何やっているのよという話まできちゃうわけですよ。ですから、いや、極力そういうことがないように注意はしていますけどねという話なんですけど

も。やっぱり町長が日本一のおもてなしの町を目指している、それを職員全体がその町長の思いを酌んで、ふだん、常日ごろ実践しなければ、ただ唱えているだけでしょよ、空念仏で終わっちゃうんじゃないですか。その辺、人事管理担当の総務課長としてどのように職員を見ていますか。

参事兼総務課長　今お話の中で挨拶もできない職員がいるというようなことお聞きしました。きょう役場入ってきていただいてわかりますように、私どももこの今月そういう挨拶をちゃんとしようということの一つの、簡単な目標ですけど、掲げさせていただいた中で、職員にはそういったことの中で、来ていただいた中で、庁舎見ていただければそういった、張り紙がしてあるから云々ではないんですが、そういったことの中で取り組まさせていただいています。今、幾つかの御指摘は真摯に受けとめまして、またこれはすぐ指導してまいりたいと思いますが、そういったことの中で努力してまいりたいと考えております。

12番　大　　館　　私一人が悪者になるのは心苦しいんですけども、誰かが言わなければ変わっていかない。それで、あえて言わせていただきますけれども、小さな、今、課長の中で、たかだか挨拶というような、そういうふうを受けとめられるような発言されましたけど、基本じゃないですか。基本。いや、そういうふうを受けとめたんだから、それは間違っていたらごめんなさいね。でも、小さなことでも全部全てそういう積み上げていかなければいけない話ですから。だから先ほども言ったように、ね、もう町全体、職員全員がですね、その日本一のおもてなしの町を目指して行動…行動であらわしてもらわなきゃいけない。以前、私も話を、本会議の席か、全協の席かはわかりませんが、話したと思う。カウンターの向こう側で背中を向けて平気で仕事をしている。話をしている。職員同士でね。いまだにそういうのもたまたま見受けますよ。絶対、町へ来る人は大事な納税者ですよ。全てとは限りませんが、ほとんどの人がね。大事なお客さんだと思うんで、やっぱり絶えず気を配って、通路のほうに背中を向けて仕事なり話し合いは絶対しちゃいけないと思うの。それ鉄則だと思う。特に1階の、ね、町民の方が多く訪れる課については、それは本当に日々注意して、そういう姿勢で仕事をしてもらわなきゃいけないと思うんですよ。それは確かに細かい話ですけども、それは来られたお客さんに与える印象というの、も

のすごいものがある。何だ、私が行ったって背中向けてこっちも向かないよという。自分自身もそういう体験、時々しています。その都度何やっているんだなんてね、いう話はしたくありませんから黙っていますけども、やっぱり本当に職員一人ひとりがみんなそういう心がけで仕事に向かってもらわなきゃいけないと思うんですよ。それが人事関係の総務課長、全責任を持ってですね、再度取り組んでいただきたいと思いますけど、覚悟のほどをお願いします。

参事兼総務課長 挨拶、たかだか挨拶というような思いで申し上げた部分ございません。まずそういう挨拶ができなければいけない。それは大館議員が御指摘いただいた同じ気持ちでございます。もちろん私もあと残り少ない、1年余りの役場の職員のあれですから、その間、そういったことについては職務にある間は一生懸命まさに指導してまいりたいと考えております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

4 番 南 雲 私のいた職場なんですけれども、やっぱりお客様に対して挨拶運動をしようって、なかなかでも仕事が忙しいから、デスクワークのほうに夢中になってなかなか声が出なかったんです、最初は。だけど、長みずからがね、すごい大きな声で、それに挨拶することによって周りの人たちもね、それを聞いて顔を上げて挨拶するという、そういうところから大分定着しまして、皆さん来られる、お客様が来られると本当に全員の方が挨拶するようになったんですね。やっぱりそういうね、方法みたいなものも、ちょっと。挨拶されて嫌な思いされる方はいないと思うんですね。何かそういう、方法みたいなものをちょっと示していただければ、職員の方もまた、目が合えばもちろん挨拶するのは当然なんですけれども、目が合わなくても、ちょっと顔を上げてね、挨拶するという、そういう運動をね、起こされると、来られた方が随分ね、変わったなというふうに感じられると思いますので、またその辺もちょっと御検討していただけたらと思います。

参事兼総務課長 ありがとうございます。町のほうでもワーキンググループというのはつくった中で、若手の職員中心にやらさせていただいていますので、そういう中でまたもう少し研究させていただければと思います。ありがとうございます。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第1号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。